

## 育児休業給付の延長についてのよくあるご質問

本リーフレットは、1歳時点での育児休業給付の延長のうち、保育所等への入所ができないことを理由として判断する場合のよくあるご質問について整理したものです。

### Q1. 利用（入所）開始希望日は、どのように確認されますか？

原則として、保育所等の利用（入所）開始希望日が、子が1歳に達する日の翌日以前となっているかどうかを確認します。ただし、子が1歳に達する日の翌日の属する月について、市区町村全体で保育利用の募集（入所開始）が行われていない場合に限り、子が1歳に達する日の翌日から2か月以内の日付を利用（入所）開始希望日としているかどうかを確認します。

### Q2. 保育所等の利用申込みは、いつまでに行う必要がありますか？

市区町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳に達する日までに、保育所等の利用申込みを行っていることが必要です。なお、申込み期限を徒過し、要件を満たす申込みが行われていない場合には、保育所等への入所ができないことを理由とする育児休業給付の延長の対象となりません。

ただし、保育所等における保育を希望し、市区町村に申込みを行おうとしたものの、子の疾病や障害により特別な配慮が必要であり、市区町村から申込みの受付ができないとされた場合は育児休業給付の延長の対象となることがあります。一方で、市区町村への相談を行わず、申請者の判断のみで申込みを行わなかった場合は、これに該当しません。

### Q3. 「誕生月の翌月以降でなければ入所できない」保育所に申し込んでいる場合はどうなりますか？

保育所等の受入基準として「子が1歳の誕生月の翌月以降でなければ保育を行っていない」とされている保育所のみで申込みを行い、子が1歳に達する日の翌々日以降を利用（入所）開始希望日として申請される場合があります。このような場合であっても、市区町村内に、子が1歳に達する日の翌日以前の日付を利用（入所）開始希望日として申込み可能な保育所等が存在する場合には育児休業給付の延長の対象となりません。

#### Q4. 遠方の保育所しか希望していない場合でも、延長の対象になりますか？

利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく、自宅から通所に片道 30 分以上要する施設のみとなっていないことが必要です。

次の場合は、合理的な理由があるものとして取り扱われます。

- 通勤途中や勤務先から 30 分未満で利用できる保育所等がある場合
- 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等がない場合
- 自宅から 30 分未満に勤務時間・勤務日に対応できる保育所等がない場合
- 子の疾病や障害により特別な配慮が必要な為、自宅から 30 分未満で通所出来る保育所等に全て申込みできなかった場合
- 兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合
- 自宅から 30 分未満の保育所等が、過去 3 年以内に行政指導等を受けていた場合

#### Q5. 入所保留通知書は、いつ発行されたものを提出する必要がありますか？

子が 1 歳に達する日の翌日において、保育が実施されないことを確認するため、原則として、子が 1 歳に達する日の翌日の 2 か月前以降（4 月入所の場合は 3 か月前以降）に交付された入所保留通知書が必要です。

#### Q6. 上記の時期に交付された入所保留通知書がない場合はどうなりますか？

Q5 の時期より前の日付に交付された入所保留通知書しかなく、かつ、入所保留中は市区町村から新たな入所保留通知書が発行されない場合には、延長事由認定申告書の理由欄の記載内容および、子が 1 歳に達する日の翌日が有効期間内に含まれている直近の入所保留通知書により、当該時点においても保育が実施されていないことを確認します。

※「子が 1 歳に達する日」とは、「1 歳の誕生日の前日」を指します。

**お問い合わせ先**（各事業所所在地管轄の公共職業安定所）

高松 087-869-8609 さぬき 0879-52-2595

丸亀 0877-21-8609 東かがわ 0879-25-3167

坂出 0877-46-5545 土庄 0879-62-1411

観音寺 0875-25-4521



香川労働局公式キャラクター  
オリビィ

令和 8 年 5 月 12 日作成